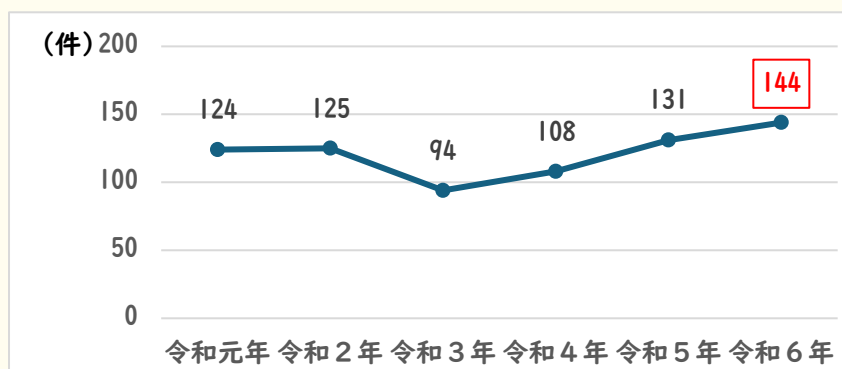


県内で麻薬の事故が増えています！

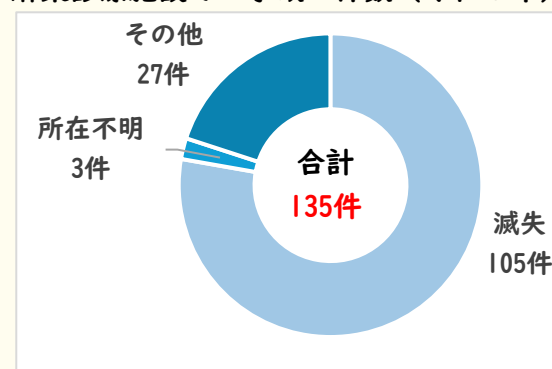


最近、医療現場で、麻薬が適法な使用、廃棄等を原因としないで、あるべきところからなくなること（麻薬事故）が増えています。麻薬は、法令によって厳しい管理が定められているため、より一層注意して取り扱うよう心がけてください。

広島県内の麻薬事故件数の推移（令和元年～令和6年）



麻薬診療施設での事故の件数（令和6年）



令和6年に起こった麻薬事故の事例

- ・配薬時、患者Aの麻薬を誤って患者Bに投与してしまった。
- ・使用期限が切れている麻薬を誤って患者に投与してしまった。
- ・麻薬がまだ入っている箱を、空箱だと思ってごみ箱に捨ててしまった。

麻薬の管理、事故等について、ご不明な点がございましたら、管轄の保健所又は県薬務課（082-513-3221）までご連絡ください。

県では、毎年報告があった麻薬事故を整理して、麻薬事故事例集を作成しています。県内の麻薬事故の傾向や実際の事故の詳細（事故の内容、原因、対策など）を掲載しているため、院内の麻薬管理マニュアル作成時や、院内の研修の際などにぜひご活用ください。

事故事例集抜粋

事故の内容	事故の原因	対策
モルヒネ塩酸塩水和物原末 2.5 mg 3回分の調剤時の予製 10 倍散の秤量を誤って 10 倍量秤量してしまった。	①秤量計算を暗算で行ったため。 ②監査者の確認不足のため。	①換算表の作成。 ②秤量は監査者以外の薬剤師立会いの下実施。

広島県 HP「麻薬事故事例集を作成しました」

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/sub-mayaku/mayakuzikozirei.html>

